



大阪公立大学
Osaka Metropolitan University

大阪公立大学等授業料等支援制度 (大阪府無償化制度) 制度拡充の説明会

© Osaka Metropolitan University All Rights Reserved.

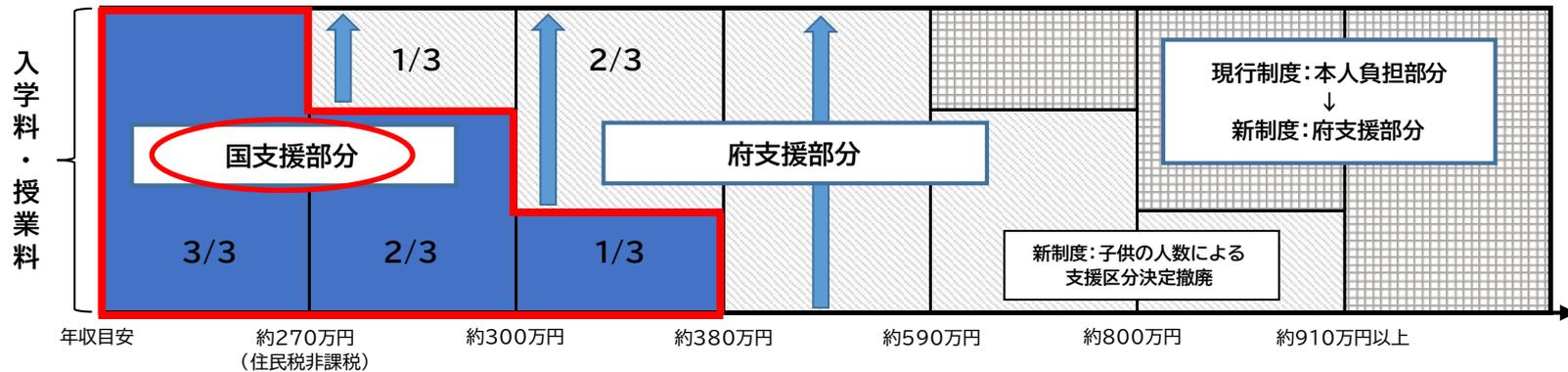
令和6年度
大阪公立大学 学生課

【学部・学域生】国制度との関係性

〈支援イメージ(令和7年度)〉

〈下のイメージ図は、生計維持者(原則、父母)のうちどちらか一方が働き、本人、中学生の家族4人世帯の場合の目安〉

■学部・学域生、高専本科生(4、5年生)及び専攻科生への支援イメージ

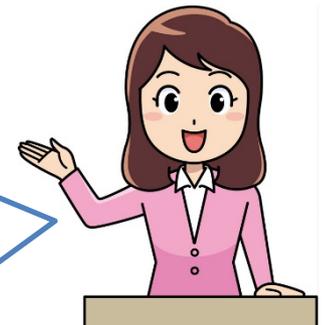


⇔『国制度』と併せて支援⇔

『国制度』の申請については大学Webサイト「高等教育の修学支援新制度」を確認してください。

【学部・学域生】

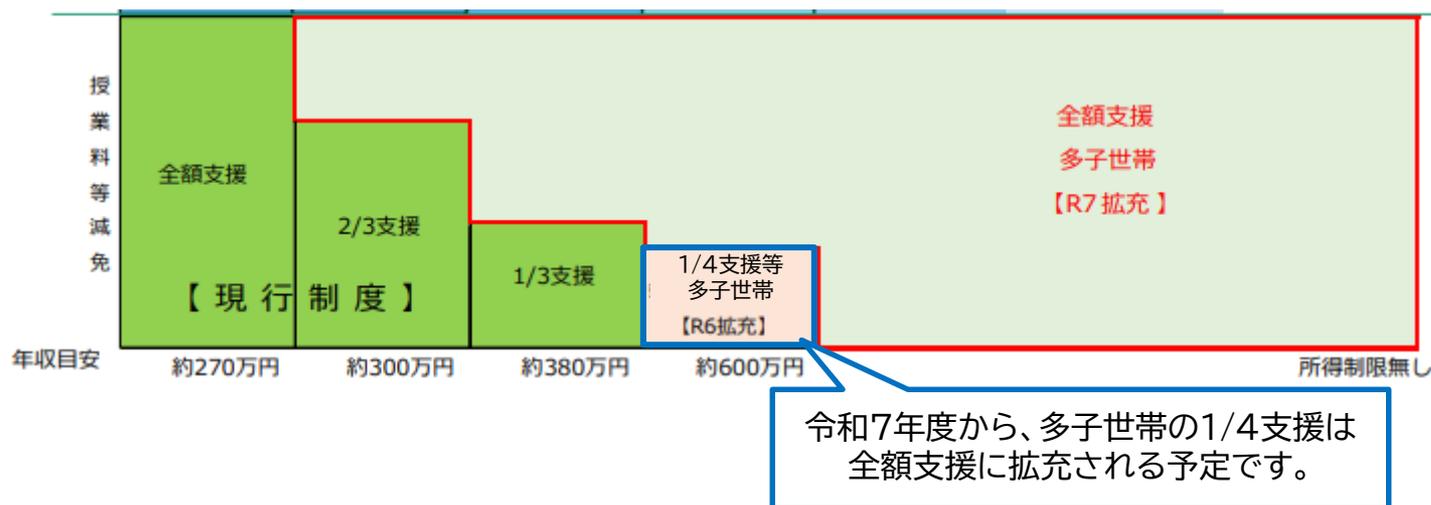
世帯年収が約380万円まで世帯は、『国制度』に申し込むことにより、授業料が全額支援になる可能性があるため、必ず両制度に申し込んでください。申請を行わない場合は、大阪府の支援しか受けることができず、授業料の負担が発生します。



【学部・学域生】国制度との関係性

〈支援イメージ(令和7年度)〉

『国制度』の多子世帯の支援について



【『国制度』の多子世帯について】

令和7年度(2025年度)から『国制度』の改正により、多子世帯(扶養される子どもが3人以上の世帯)については、所得制限が撤廃され授業料が全額免除となる予定です。

多子世帯に該当する場合は、『国制度』に申請することで、授業料が全額支援になる可能性があります。(詳細は未定)

【学部・学域生】国制度との関係性

〈支援内容〉

◆ 多子世帯以外

中、低所得者層 年収目安380万円未満 世帯	高等教育の修学支援新制度(国制度) + 大阪公立大学等授業料等支援制度(府制度)	両制度に申請することにより無償化
年収目安380万円以上 世帯	大阪公立大学等授業料等支援制度(府制度)	無償化

※生計維持者(原則、父母)のうちどちらか一方が働き、本人、中学生の家族4人世帯の場合の目安

◆ 多子世帯(扶養される子どもが3人以上の世帯)

多子世帯(令和7年度 より所得制限撤廃予定)	高等教育の修学支援新制度(国制度)	無償化(予定)
---------------------------	-------------------	---------

■ 学部・学域生

次のA、Bいずれかに該当すること

A. 累計GPAが上位2分の1以上であること。

B. 次のa及びbのいずれにも該当すること

a. 累計修得単位数が標準修得単位数以上であること

b. 学修計画書の提出により、学修意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること。

■ 大学院生

学業成績に関する要件はありませんが、大学指定の研究計画書の提出が必要です。

学業成績について

(過去に現行制度の支援を一度でも受けたことがある場合)



大阪公立大学
Osaka Metropolitan University

■ 現在支援を受けている方

令和6年度末の適格認定(学業成績の判定)において、「継続」または「警告」相当の場合、新制度へ移行しても引き続き支援を受けることができますが、「停止」の場合は支援が停止、「廃止」の場合は支援が打ち切りとなります。

参考:警告基準

● 学部・学域生の警告基準

次のいずれかに該当する場合には「警告」を行いますが、引き続き支援対象になります。但し、次年度も「警告」を受けた場合は「停止」または「廃止」となりますので、翌年度は給付奨学金・授業料減免の支援を受けることはできません。

- ◆ 年度GPAが在籍する学部・学域/学科・学類で下位1/4の者
- ◆ 修得単位数(教職科目等を除く)が標準修得単位数の6割以下の者
- ◆ 出席率が8割以下など、学修意欲が著しく低いと判断された者

例) 令和5年度の適格認定→「警告」

令和6年度の適格認定→再度「警告」→「停止」または「廃止」

学業成績について

(過去に現行制度の支援を一度でも受けたことがある場合)



大阪公立大学
Osaka Metropolitan University

<大学院生の警告基準>

「警告」の基準はありませんが、修業年限での修了が困難と判断される場合や、学習意欲が著しく低いと判断される場合は支援が終了となります。

■ 「廃止」について

過去に、現行制度の学業成績の適格認定で「廃止」となった場合、**新制度の支援対象となりません。**

※新制度の申請を希望する場合でも、「現行制度」の成績は引き継いでの判定となるため、**申請できません。**

■ 「停止」について

令和5年度末の学業成績の適格認定で「停止」となり、令和6年度末の適格認定で、**成績が継続相当に回復した場合は、令和7年度4月より対象となります。**

※令和6年度末の適格認定で成績が継続相当に回復しなかった場合は「廃止」となり、以降、支援対象となりません。

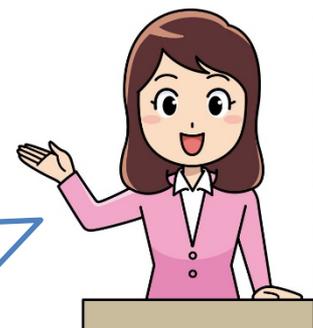
◆ 申請受付について

資料請求及び申請受付は、12月～1月頃を予定しています。
詳細は、学生ポータル(UNIPA)・大学Webサイトに
掲載しますので、お見逃しのないようご注意ください。

※既に府制度(現行制度)の支援対象の方、2024年4月に新規申請を
行い支援対象となった方は、12月頃に現行制度から新制度への移行
手続きをご案内する予定です。
(改めて新規で申請する必要はありません。)



**自動的に支援対象となるものではありません。
支援を希望される方は、必ず期間内
に手続きを行ってください。**



*** 学生課からのお願い ***

手続きは学生本人が主体となっていていただきます。

学生課からのお知らせは、**全て学生ポータル (UNIPA) / OMUメールを通じて学生本人に案内**します。

※基本的に親御様への連絡、電話での連絡は行っておりません。

- 申請書類やマイナンバー等の確認事項について
- 認定結果等について
- 授業料減免継続手続きについて・・・等



ご自身で定期的に学生ポータル(UNIPA)・OMUメールを確認するようにしてください！！

◆ 説明資料について

本日の使用した大阪府及び大学からの説明資料は、説明会終了後、大学Webサイトから閲覧・ダウンロードが可能となります。

視聴URL及び資料は以下を確認してください。

大学Webサイト > 教育・学生生活 > 授業料・経済支援 >

大阪公立大学等授業料等支援制度

【大阪府無償化制度に関する問い合わせ先】

● 制度の内容に関する問い合わせ

副首都推進局 公立大学法人担当

電話:06-6208-8877

● 申請(手続き)に関する問い合わせ

・杉本キャンパス学生課 学生奨学支援室 学生サポートセンター1階

・中百舌鳥キャンパス学生課 学生奨学支援室 A3棟1階

(平日9:00~17:00)

Mail:gr-gks-fusien@omu.ac.jp

※お問い合わせの際は学籍番号・氏名の明記を
お願いいたします。



メールフォーム

ご視聴いただき、ありがとうございました。
学生課 学生奨学支援室

